|  |
| --- |
| **江戸川区就業環境整備助成金****申請手続きの流れ** |
| 申請企業（従業員10人未満の事業所）助成金交付決定（確定）助成対象となる経費は、同一年度内に労働基準監督署に受理された就業規則で、社会保険労務士への支払いが済んでいるものに限ります。所管の労働基準監督署へ就業規則（変更）届を提出就業規則の作成・変更（社会保険労務士に委託）助成金交付申請書提出助成金の請求区の所定様式で請求して下さい助成金の振込請求書受理 | 江戸川区助成金交付申請書受理 |

就業規則の作成・変更に係る事業

R7.4.1～